

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 栃木市地域公共交通会議  
住 所 栃木県栃木市万町 9 番 2 5 号  
代 表 者 氏 名 会長

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、  
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月 日

(名称) 栃木市地域公共交通会議

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

栃木県栃木市においては、東西に延びるＪＲ両毛線と、南北に延びる東武鉄道日光線・宇都宮線の２つの鉄道を軸に、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通（フィーダー系統）、タクシー、自家用有償運送（福祉）により構成される公共交通機関網が広がっている。

路線バスについては、栃木駅から国学院栃木高校への路線として国学院線がある。

コミュニティバスについては、沿線住民の足として、また、定時性が求められる通勤・通学・観光の足としてふれあいバスがある。利用者等からの要望により必要に応じて運行ルート等の見直しを行っているが、中山間部においては、傾斜を有する道路も多く、道路幅や勾配などの影響でバスの運行が難しい地域が多い。また、平野部においては、鉄道網から離れている地域が多く、バスが運行可能となる道路が無数にあり、利用状況は低調となっている。

デマンド交通については、ドアツードアのフルデマンド方式を採用して利便性の向上を図っているが、コロナ禍により利用者数が低迷して以降、コロナ禍前の水準まで戻っていないため、利用者増による収支率の向上が難しい課題となっている。

市内のタクシー事業者については、いずれも中小企業のため経営基盤が脆弱であり、コロナ禍の影響で令和２年に２社、令和５年に１社廃業し、公共交通網の衰退に影響しかねない事態に陥っている。

市民の通勤・通学・通院・買い物等の日常生活の足を確保することはもちろんのこと、加速する高齢化により免許証を自主返納する高齢者の足の確保が求められていることから、移動困難者の移動手段を確保することの重要性が今後ますます高まっていくと思われる。

運転に不安を感じる方が免許証を自主返納しやすい環境を整備し、移動手段の選択肢を増やすためには、既存の交通手段の他に、コミュニティバスとデマンド交通が必要不可欠である。そのため地域公共交通確保維持事業により、これらの交通手段を存続させていくことが肝要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

上記目的・必要性の為、以下の値を目標とします。

| 指標                | 現状<br>(R6.9 現在) | 目標     |        |        |
|-------------------|-----------------|--------|--------|--------|
|                   |                 | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  |
| デマンド交通<br>収 支 率   | 11.7%           | 12.2%  | 12.2%  | 12.2%  |
| デマンド交通<br>利 用 者 数 | 173.2人/日        | 255人/日 | 255人/日 | 255人/日 |

(栃木市地域公共交通計画 P85、栃木市地域公共交通運行実施計画 P29 参照)

**(2) 事業の効果**

移動困難者の目線に立った、利便性が高く、安全で安心な日常生活の足を確保するとともに誰もが社会活動へ参加する機会（アクセス権）を提供することができる。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。

**3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**

SNS、コミュニティFMラジオ、広報掲載での情報発信、各自治会やシニアクラブ等への出前講座を積極的に実施するなど、利用の呼びかけを行う。（栃木県栃木市・事業者）  
（栃木市地域公共交通計画 P75 施策 2①ターゲットに応じた媒体による広報の検討参照）

**4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者**

別添の表 1 のとおり。

**5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通について、その運行に係る費用総額 69,380,400 円のうち、栃木県栃木市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

**6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法**

運行事業者からの実績報告書に基づき、収支率・利用者数を測定していく。

**7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要****【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

**8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧****【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

**9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項****【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

**10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要****【地域内フィーダー系統のみ】**

別添の表 5 のとおり。

**11. 車両の取得に係る目的・必要性****【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

**12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果****【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 事業の目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (2) 事業の効果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                                                                                                                                                                                                 |
| 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (1) 事業の目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (2) 事業の効果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年6月24日（第1回）<br/>栃木市地域公共交通網形成計画の目標達成評価について<br/>栃木市地域公共交通網形成計画から栃木市地域公共交通計画への改訂について<br/>令和7年度蔵タク国庫補助金申請について</li> <li>・ 令和7年1月20日（第3回）<br/>栃木市地域公共交通運行実施計画の策定について<br/>令和6年度蔵タク国庫補助金における事業評価について</li> <li>・ 令和7年6月23日（第1回）<br/>栃木市地域公共交通計画の目標達成評価について<br/>令和8年度蔵タク国庫補助金申請について</li> </ul> <p>以上について、全て承認。</p> |

## 19. 利用者等の意見の反映状況

・令和6年6月～7月と令和7年2月～3月にかけて市職員によるバス添乗調査を実施し、乗客へのアンケート調査や聞き取り調査を行った。

・市の電子申請システムを利用し、利用者からの意見を随時収集した。

・運行事業者懇談会を定期的に行い、事業者からの意見を収集した。

・地域住民への影響が大きい路線の見直しの際は、地域住民の代表者が集まる地域会議へ市職員が出席し、説明を行った。

以上の調査等において要望が多く出された、鉄道との乗り継ぎ改善及び利用者にとって分かりやすい利用方法の周知について引き続き重点的に取り組むこととする。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県栃木市万町 9-25

(所 属) 栃木市生活環境部交通防犯課

(氏 名) 亀田 ミユキ

(電 話) 0282-21-2153

(e-mail) simin03@city.tochigi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

| 市区町村名 | 運送予定者名           | 運行系統名等<br>(申請番号) | 運行系統 |       |    | 系統<br>キロ程    | 計画<br>運行<br>日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 利<br>便<br>増<br>進<br>特<br>例<br>措<br>置 | 運<br>送<br>継<br>続<br>特<br>例<br>措<br>置 | 地域内フィーダー系統の基準適合<br>(別表7・別表9・別表10) |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                           |
|-------|------------------|------------------|------|-------|----|--------------|----------------|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|       |                  |                  | 起点   | 経由地   | 終点 |              |                |                |                                      |                                      | 運行態様の別                            | 基準ハで<br>該当する<br>要件<br>(別表7・<br>9) | 補助対象地域間幹<br>線系統等と接続の<br>確保                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 基準ホで該<br>当する要件<br>(別表7のみ) |
| 栃木市   | 千代田タクシー<br>有限会社  | (1) 北部エリア        |      | 北部エリア |    | 往 km<br>復 km | 240日           | 1,959回         |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(1)                              | 【北部エリア】<br>栃木駅で<br>JR両毛線・<br>東武日光線と接続<br><br>新栃木駅で<br>東武日光線・<br>東武宇都宮線と接続<br><br>野州平川駅で<br>東武宇都宮線と接続<br><br>野州大塚駅で<br>東武宇都宮線と接続<br><br>家中駅で<br>東武日光線と接続<br><br>合戦場駅で<br>東武日光線と接続<br><br>東武金崎駅で<br>東武日光線と接続<br><br>【南部エリア】<br>栃木駅で<br>JR両毛線・<br>東武日光線と接続<br><br>新栃木駅で<br>東武日光線・<br>東武宇都宮線と接続<br><br>野州平川駅で<br>東武宇都宮線と接続<br><br>大平下駅で<br>JR両毛線と接続<br><br>新大平下駅で<br>東武日光線と接続<br><br>岩舟駅で<br>JR両毛線と接続<br><br>静和駅で<br>東武日光線と接続<br><br>藤岡駅で<br>東武日光線と接続 | ③                         |
|       |                  | (2) 南部エリア        |      | 南部エリア |    | 往 km<br>復 km | 240日           | 1,456回         |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(2)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       | 栃木合同タクシー<br>株式会社 | (3) 北部エリア        |      | 北部エリア |    | 往 km<br>復 km | 240日           | 3,519回         |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(1)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       |                  | (4) 南部エリア        |      | 南部エリア |    | 往 km<br>復 km | 240日           | 3,131回         |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(2)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       | 有限会社<br>大平タクシー   | (5) 北部エリア        |      | 北部エリア |    | 往 km<br>復 km | 35日            | 35回            |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(1)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       |                  | (6) 南部エリア        |      | 南部エリア |    | 往 km<br>復 km | 240日           | 1,557回         |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(2)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       | 藤岡タクシー<br>株式会社   | (7) 北部エリア        |      | 北部エリア |    | 往 km<br>復 km | 28日            | 28回            |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(1)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       |                  | (8) 南部エリア        |      | 南部エリア |    | 往 km<br>復 km | 240日           | 1,545回         |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(2)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       | 有限会社<br>都賀タクシー   | (9) 北部エリア        |      | 北部エリア |    | 往 km<br>復 km | 240日           | 3,423回         |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(1)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       |                  | (10) 南部エリア       |      | 南部エリア |    | 往 km<br>復 km | 8日             | 8回             |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(2)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       | 株式会社新交通          | (11) 北部エリア       |      | 北部エリア |    | 往 km<br>復 km | 240日           | 1,595回         |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(1)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       |                  | (12) 南部エリア       |      | 南部エリア |    | 往 km<br>復 km | 4日             | 4回             |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(2)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       | 岩舟タクシー<br>株式会社   | (13) 北部エリア       |      | 北部エリア |    | 往 km<br>復 km | 13日            | 13回            |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(1)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       |                  | (14) 南部エリア       |      | 南部エリア |    | 往 km<br>復 km | 240日           | 1,454回         |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(2)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       | 安全タクシー<br>有限会社   | (15) 北部エリア       |      | 北部エリア |    | 往 km<br>復 km | 40日            | 40回            |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(1)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |
|       |                  | (16) 南部エリア       |      | 南部エリア |    | 往 km<br>復 km | 240日           | 1,587回         |                                      |                                      | 区域運行                              | ②(2)                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ③                         |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

|       |     |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 栃木市 |
|-------|-----|

(単位:人)

|          | 人 口    |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 95,138 |
| 交通不便地域等  | 5,322  |

交通不便地域等の内訳

| 人 口   | 対象地区                            | 根拠法   |
|-------|---------------------------------|-------|
| 987   | 西方町(真名子地区)                      | 山村振興法 |
| 4,335 | 大平町・藤岡町・岩舟町<br>(大平地域・藤岡地域・岩舟地域) | 局長指定  |
|       |                                 |       |
|       |                                 |       |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び  
特例適用開始年度

| 計画名         | 策定年月日     | 特例適用開始年度 |
|-------------|-----------|----------|
| 栃木市地域公共交通計画 | 令和6年6月24日 |          |
|             |           |          |

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(リ)に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。  
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

## 栃木市地域公共交通計画

### 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

|                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割                               |
| 栃木市地域公共交通計画 20 ページ、22 ページ                                                         |
| 2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性                                                        |
| 栃木市地域公共交通計画 40 ページ                                                                |
| 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要                                    |
| 栃木市地域公共交通計画 30 ページ<br>栃木市地域公共交通運行実施計画 17 ページ～18 ページ                               |
| 4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 |
| 栃木市地域公共交通計画 85 ページ<br>栃木市地域公共交通運行実施計画 28 ページ～29 ページ                               |

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

#### ※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

## 4.6. 公共交通網の現状整理

### 4.6.1. 各公共交通機関の位置付け・役割

本市の各公共交通機関に関する位置づけ・役割を整理し、運行を確保・維持するために取り組むべき施策を洗い出します。

表 4-7 各公共交通機関の位置付け・役割

| 位置付け              | 系統                                 | 役割                                               | 確保・維持策                                                                                 |
|-------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 広域幹線              | ●鉄道<br>・JR両毛線<br>・東武日光線<br>・東武宇都宮線 | 中心市街地と市外への広域交通を担う                                | 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する                                                              |
|                   | ●高速バス<br>・京都・大阪線とちの木号              | 市内と京都・大阪を結ぶ移動を担う                                 |                                                                                        |
| 地域内幹線             | ●路線バス                              |                                                  |                                                                                        |
|                   | ■民間バス<br>・関東自動車国学院線                | 栃木駅と国学院栃木を結ぶ移動を担う                                | 交通事業者と連携した取り組みにより一定以上の需要を確保する                                                          |
|                   | ■コミュニティバス<br>・ふれあいバス               | 栃木駅を中心に各駅への運行を行い、鉄道と連携<br>※路線ごとの役割は表 4-8         | 地域公共交通会議で運行方針を定め、持続可能な運行を目指す                                                           |
| 補完公共交通            | ●デマンドタクシー<br>・蔵タク                  | 市内全域ドア to ドアのフルデマンド方式により、少量輸送を担う                 | 地域公共交通会議で運行方針を定め、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）を活用し持続可能な運行を目指す                             |
|                   | ●一般タクシー                            | ドア to ドアの少量個別輸送を担う移動手段で、個別のニーズに機動的や柔軟的に対応可能な公共交通 | 交通事業者と連携した取り組みにより一定以上の需要を確保する<br>福祉タクシー料金助成事業により、障がい者や高齢者を対象に福祉タクシー利用券を交付し、タクシー料金を助成する |
| 特定の利用者等の移動手段を担う交通 | ●スクールバス                            | 通学を目的とした利用者の移動を担う                                | 児童生徒の学校生活に影響を与えないように、安全及び防犯の観点から運行を確保する                                                |
|                   | ●障がい者等移送サービス                       | 市外への通院等を支援                                       | 障がい者や高齢者等、一般の公共交通機関の利用が困難な方の移動手段を確保するため、制度を維持していく                                      |

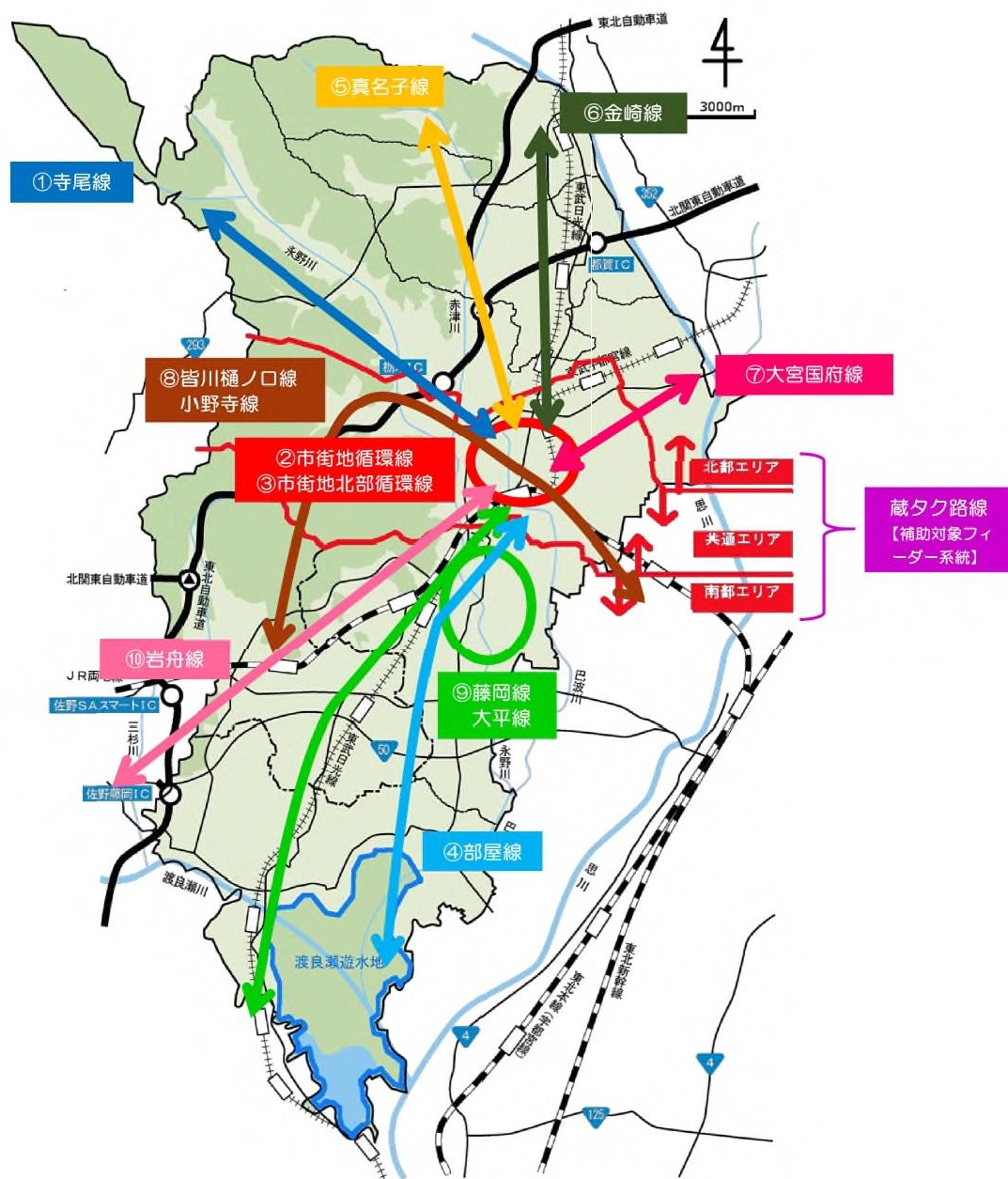


図 4-14 ふれあいバス・蔵タク路線概要図

#### 4.8. デマンドタクシー（蔵タク）の運用状況

デマンドタクシーの運用概要は、以下の通りです。

なお、デマンドタクシーの事業概要は、実施計画で定めます。

|           |                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------|
| 名 称       | 蔵タク                                                      |
| 地区の区分け    | 市内全域ドア to ドアのフルデマンド方式                                    |
| 路 線 数     | 市内を3エリアに分け運行                                             |
| 運行日数・便数   | 1日9便、平日のみ運行                                              |
| 運 賃 体 制   | 運賃は片道300円～500円。障がい者、子ども（3歳～小学生）、老人福祉センター利用者は運賃半額、3歳未満は無料 |
| 支 払 い 方 法 | 現金のほか、回数券を設定                                             |
| 運 用 車 両 数 | 運行車両14台（車いす対応車両3台）                                       |
| 乗 車 定 員   | 乗車定員8～9名のワンボックス5台、4名のセダン9台                               |

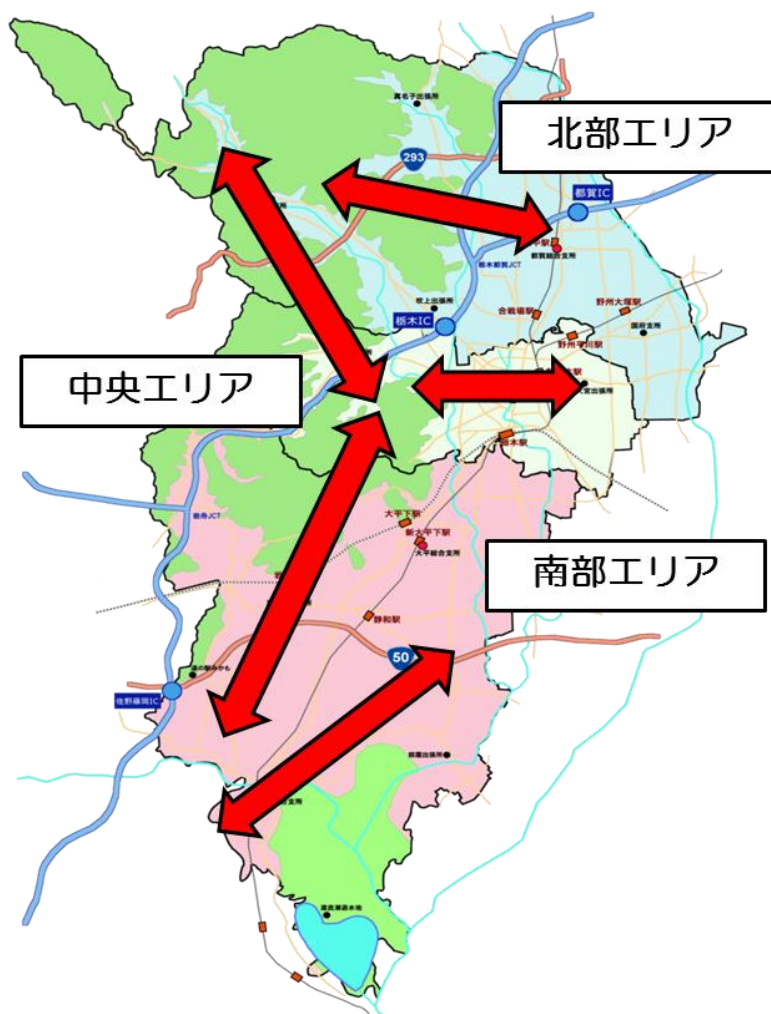


図 4-19 デマンドタクシー（蔵タク）

---

#### 4.11. 地域公共交通確保維持事業の必要性

デマンドタクシー（蔵タク）は、高齢社会の進展に伴い自動車が運転できない方の増加や移動ニーズの多様化に対応するため、市内全域で運行されていますが、今後、運転免許証を自主返納する高齢者の増加が推察されることから、デマンドタクシー（蔵タク）の重要性が更に高まることが予測されます。利用者負担及び市の財政負担だけでは運行の維持が難しく、引き続き地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）の活用により、生活交通手段を確保・維持する必要があります。

**取組み目標 2 まちづくりとの連携と採算性等を考慮した持続可能な公共交通サービスの確保・維持**

- (1) 地区住民にわかりやすい情報提供や広報活動による利用促進に取り組めます。また、利用者特性を踏まえ、ターゲットに応じた利用促進方策を展開します。

| 施策1：わかりやすい情報提供        |                                                                       |            |      |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------|------|
| 施策名                   | 概 要                                                                   | 実施主体       | 実施時期 |
| ①バス時刻表の改善             | ・行き先等をわかりやすくするため、地区毎の時刻表や、バス停の時刻表案内を改善し、利便性の向上を図ります。                  | 市<br>交通事業者 | 前期   |
| ②バス停の明確化<br>※停留所表示の統一 | ・バス停位置のわかりづらさや、路線の重複区間における行先のわかりづらさなど、バス停の位置、表示の明確化（看板の見直し・統一）を検討します。 | 市<br>交通事業者 | 後期   |

| 施策2：積極的な広報活動の実施      |                                                         |                     |      |
|----------------------|---------------------------------------------------------|---------------------|------|
| 施策名                  | 概 要                                                     | 実施主体                | 実施時期 |
| ①ターゲットに応じた媒体による広報の検討 | ・紙媒体の時刻表、バスの乗り方のみの広報ではなく、SNS 等のインターネットを活用した広報の方法を検討します。 | 市<br>交通事業者          | 前期   |
| ②バス停や乗継拠点での広報の実施     | ・市で作成している「ふれあいバス時刻表」を公共施設、路線沿線の主要商業施設や病院等で配布します。        | 市<br>交通事業者<br>施設管理者 | 前期   |
| ③ラッピングバス運行の実施        | ・バスの路線や目的地が一目でわかるラッピングや、案内表示を行ったバスを運行し、周知を図ります。         | 市<br>交通事業者          | 前期   |



### 第3 蔵タク運行実施計画

蔵タクの運行実施計画を以下のとおり定めます。

#### 3-1 運行実施概要

##### (1) 実施期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日とします。

##### (2) 事業方式

道路運送法第4条の許可に基づく、一般乗合旅客自動車運送事業とします。

##### (3) 運行形態

自家用車等の交通手段を持たない方が、安全に安心して利用できるとともに、日常生活の移動の利便性を確保するため、道路運送法施行規則第3条の3第3号に定める区域運行（路線を定めず、利用者の要求に応じて最大限の乗合を行うよう予約により運行する）とし、市内の全域においてドア to ドアで運行する完全デマンド方式とします。

##### (4) 運行方法

運行方法はワンマン運行とします。

##### (5) 実施主体

栃木市地域公共交通会議において運行計画を策定し、全ての運行業務を一般乗合旅客自動車運送事業者が主体的に行うものとします。

また、市に蔵タク予約センターを設置し、利用者からの電話予約にオペレーターが対応します。

##### (6) 運行事業者の選定

市内に営業所を有する全ての一般乗用旅客自動車運送事業者の内、蔵タクの運行を希望する事業者とします。

#### (7) 運行事業者

千代田タクシー有限会社、栃木合同タクシー株式会社  
有限会社大平タクシー、藤岡タクシー株式会社、有限会社都賀タクシー  
株式会社新交通、岩舟タクシー株式会社、安全タクシー有限会社

#### (8) 運行費補助

- ・ 1 日当たりの借上げ料に運行日数を乗じた金額から運賃収入及びその他運行に伴う収入を差し引いた金額を、運行事業者に補助します。
- ・ 車両の借上時間は、7 時 4 5 分から 1 7 時 1 5 分までのうち、休憩時間 1 時間を除いた時間とします。

## 第5 運行評価

利用状況等について具体的な評価指標を設定し、定期的に運行評価を実施するとともに、地域住民等の意見・要望も踏まえ、運行内容の見直し改善を図ります。ただし、見直し後も改善の見通しがない場合には、運行形態の変更を検討します。

変更については、定量的な基準だけではなく、沿線住民のニーズや満足度、変更による影響などを総合的に評価し、栃木市地域公共交通会議の協議を経て決定します。

### 5-1 評価指標における目標値の設定

各指標に対し目標値を設定するとともに、各項目の調査方法によって計測します。

#### 【指標別目標値、調査方法】

|                                            |
|--------------------------------------------|
| 取組み目標1：地域ごとの移動を支える路線バスとデマンドタクシーによるネットワーク形成 |
|--------------------------------------------|

#### ◎公共交通の充実度に関する満足度

| 指標                                         | 現状  | 目標値 | 調査方法                  |
|--------------------------------------------|-----|-----|-----------------------|
| 満足度<br>(ルート・ダイヤ・運行<br>頻度・運賃・接客・バス<br>停位置等) | 46% | 50% | 意見箱<br>出前講座<br>添乗調査 等 |

※第2次栃木市総合計画策定時に実施した市民アンケート調査における現状  
・満足度：約46%

取組み目標２：まちづくりとの連携と採算性等を考慮した持続可能な公共交通サービスの確保・維持

◎ふれあいバス・蔵タクの利用者数（日平均）

| 項目        | 現状<br>令和５年度 | 目標<br>令和９年度 | 調査方法  |
|-----------|-------------|-------------|-------|
| ふれあいバス合計  | 599.0人      | 630人        | 実績報告書 |
| ①寺尾線      | 103.9人      | 110人        |       |
| ②市街地循環線   | 41.7人       | 40人         |       |
| ③市街地北部循環線 | 75.5人       | 90人         |       |
| ④部屋線      | 83.8人       | 100人        |       |
| ⑤真名子線     | 71.7人       | 80人         |       |
| ⑥金崎線      | 13.9人       | 20人         |       |
| ⑦大宮国府線    | 27.1人       | 30人         |       |
| ⑧皆川樋ノ口線   | 34.9人       | 30人         |       |
| ⑨小野寺線     | 20.0人       | 20人         |       |
| ⑩大平線      | 23.2人       | 25人         |       |
| ⑪藤岡線      | 21.8人       | 25人         |       |
| ⑫岩舟線      | 81.5人       | 60人         |       |
| 蔵タク       | 175.5人      | 255人        | 実績報告書 |

※第２次栃木市総合計画における目標値（令和９年度）

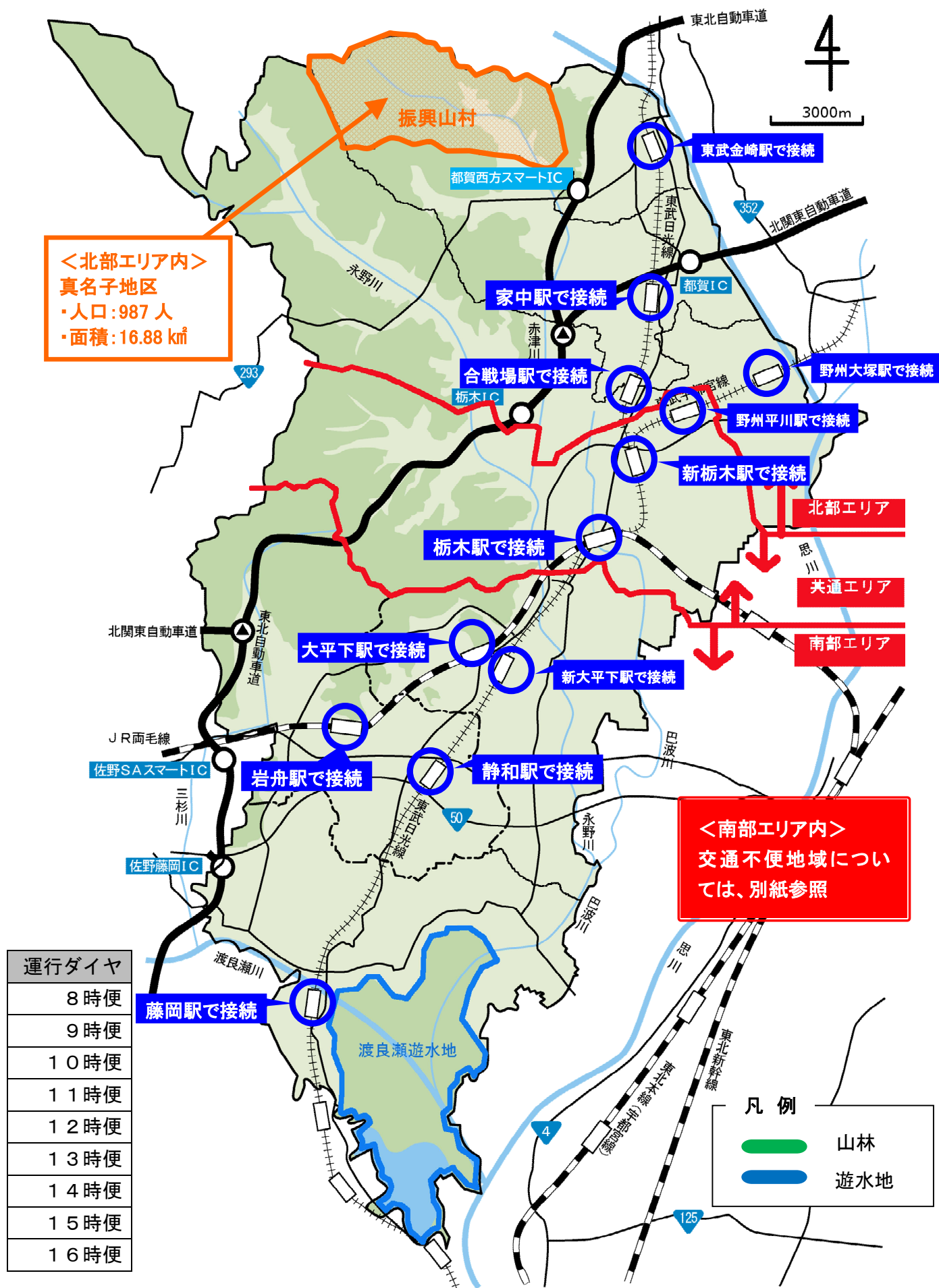
- ・ふれあいバス年間利用者数：230,000人
- ・蔵タク年間利用者数：62,000人

◎ふれあいバス・蔵タクの収支率

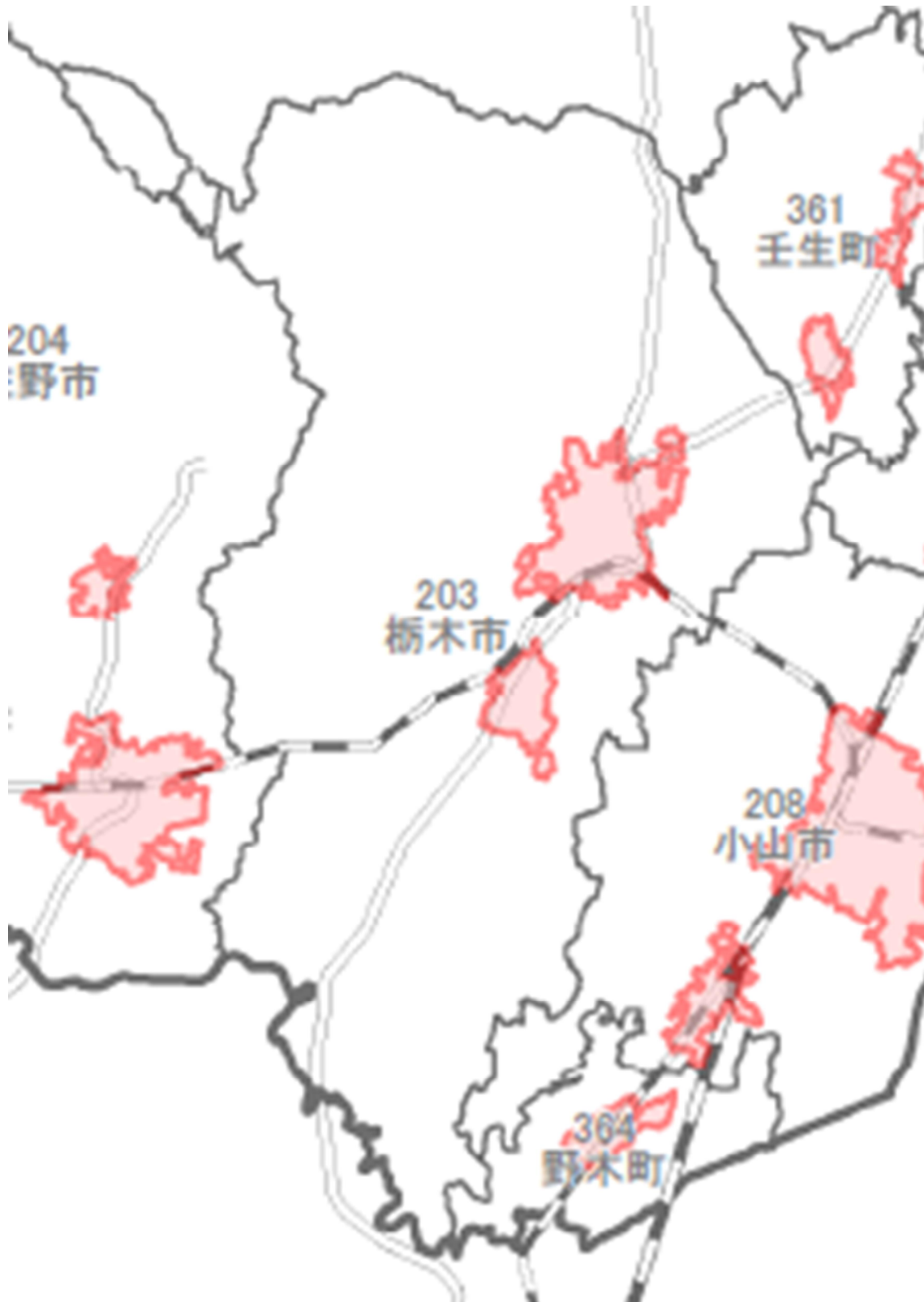
| 項目        | 現状<br>令和５年度 | 目標<br>令和９年度 | 調査方法  |
|-----------|-------------|-------------|-------|
| ふれあいバス合計  | 7.7%        | 8.7%        | 実績報告書 |
| ①寺尾線      | 12.5%       |             |       |
| ②市街地循環線   | 7.3%        |             |       |
| ③市街地北部循環線 | 14.2%       |             |       |
| ④部屋線      | 8.2%        |             |       |
| ⑤真名子線     | 8.9%        |             |       |
| ⑥金崎線      | 2.3%        |             |       |
| ⑦大宮国府線    | 6.4%        |             |       |
| ⑧皆川樋ノ口線   | 7.6%        |             |       |
| ⑨小野寺線     | 3.5%        |             |       |
| ⑩大平線      | 4.2%        |             |       |
| ⑪藤岡線      |             |             |       |
| ⑫岩舟線      | 8.4%        |             |       |
| 蔵タク       | 12.2%       | 12.2%       | 実績報告書 |

※ふれあいバス、蔵タクの過年度実績を参考に算出

# 栃木県栃木市全域と運行予定系統を示した地図・運行ダイヤ



人口集中地区以外の地区 栃木市

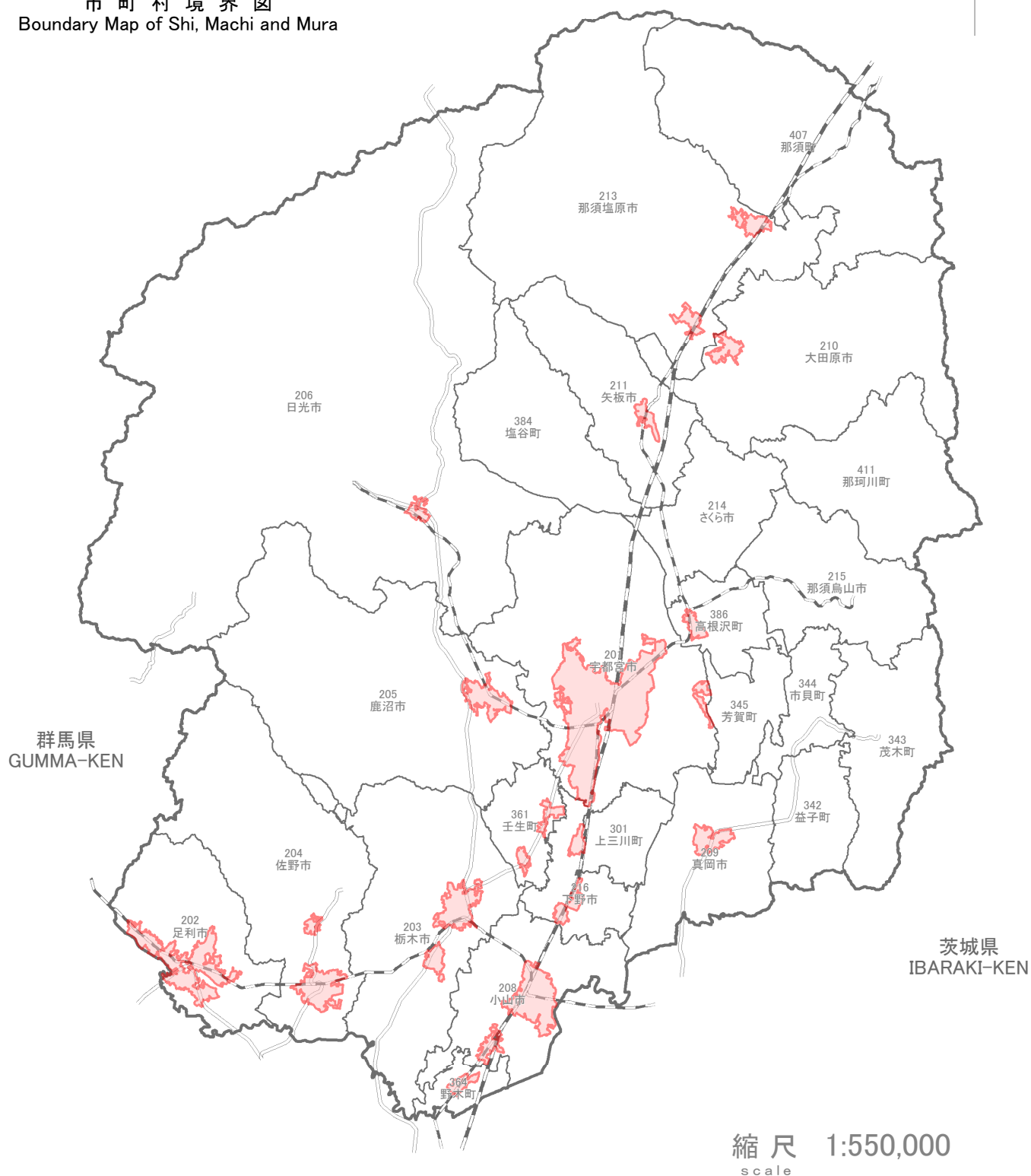


# 09 栃木県

TOCHIGI-KEN

市町村境界図  
Boundary Map of Shi, Machi and Mura

福島県  
FUKUSHIMA-KEN



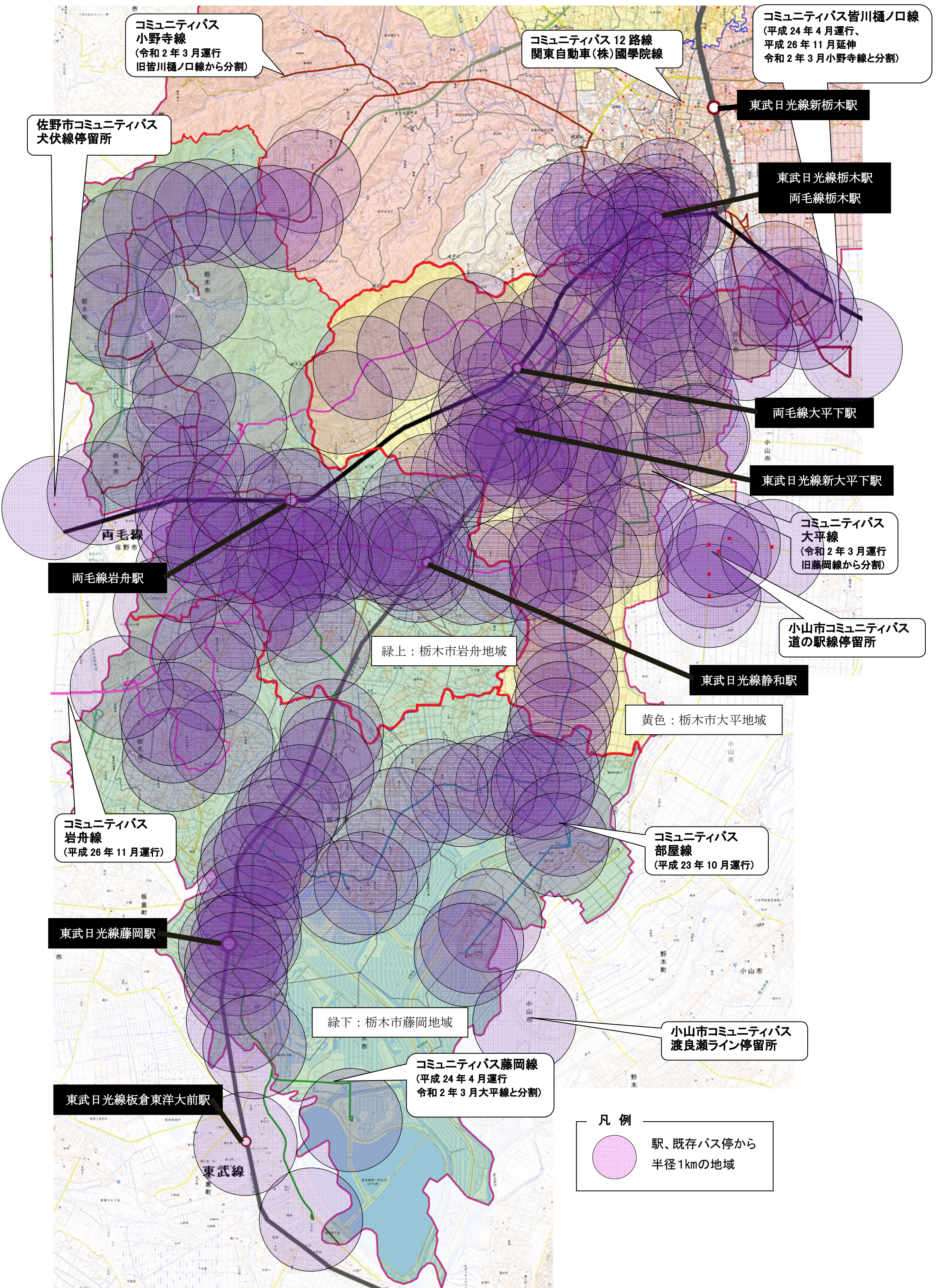
縮尺 1:550,000  
scale

埼玉県  
SAITAMA-KEN

## 凡例 Legend

- |     |        |                                 |
|-----|--------|---------------------------------|
|     | 人口集中地区 | Densely Inhabited District      |
|     | 市町村界   | Boundary of Shi, Machi and Mura |
|     | 新幹線    | Shinkansen                      |
|     | J R 線  | Japanese Railways               |
|     | 私鉄線    | Private Railways                |
| 201 | 市町村番号  | Code for Shi, Machi and Mura    |

# 南部エリア 交通不便地域の区分が分かる地図



## 運行日・運行時間

1時間以内で  
順番にお迎えに  
行きます♪

**運行日** 月曜日～金曜日（土・日・祝日・12/29～1/3を除く）

|             |                         |                         |                         |
|-------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| <b>運行時間</b> | <b>8時便</b> 8:00～9:00    | <b>9時便</b> 9:00～10:00   | <b>10時便</b> 10:00～11:00 |
|             | <b>11時便</b> 11:00～12:00 | <b>12時便</b> 12:00～13:00 | <b>13時便</b> 13:00～14:00 |
|             | <b>14時便</b> 14:00～15:00 | <b>15時便</b> 15:00～16:00 | <b>16時便</b> 16:00～17:00 |



当日のお迎え予定時刻が知りたい方は、各便の運行が始まる**15分前**に  
蔵タク予約センターまでお電話ください♪

## 運賃《先払い》

小学校入学前のお子様は、必ず保護者の同伴をお願いします

|                              |      |
|------------------------------|------|
| 一般（中学生以上）                    | 400円 |
| 子ども（3歳～小学生）                  | 200円 |
| 障がい者（手帳原本を毎回提示）と その介護者1名まで   | 100円 |
| バス乗継拠点施設への送迎 ※詳しくは別紙をご確認ください | 無 料  |
| 3歳未満                         |      |

おすすめ！



**ふれあいバス・蔵タク共通回数券 1,000円(100円券×11枚)**

**販売場所** 蔵タクの車内で買えます（おつりの無いようにお願いします）

## 運行エリア

栃木市内のみ

### 北 部

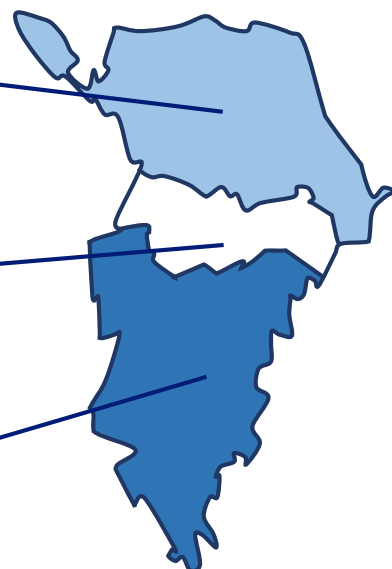
西方地域、都賀地域、栃木地域の一部  
（吹上地区、寺尾地区、国府地区）

### 中 央

栃木地域の一部  
（栃木地区、大宮地区、皆川地区）  
とちぎメディカルセンターしもつが  
栃木総合運動公園

### 南 部

大平地域、藤岡地域、岩舟地域



北部 ↔ 南部の移動は、市役所で乗り換えが必要です（2便で移動します）